

ネットとうほく 2020 (検) 第 4 号-2

2021 年 (令和 3 年) 1 月 25 日

〒104-6222

東京都中央区晴海一丁目 8 番 12 号

晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワー Z 22 階

株式会社オーネット

代表取締役 森谷 学 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40

ブライトシティ柏木 702 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡 和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



## 申 入 書

貴社の 2020 年 7 月 22 日付回答書を踏まえて、貴社の契約条項を検討した結果、以下のとおり申入れをいたします。

なお、本件に関する当団体の活動、及び内容の公表につきましては、送付済みの「消費者市民ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

### 第 1 申入れの趣旨

貴社が使用する契約条項のうち、下記の条項について特定商取引法第 49 条第 2 項 1 号に反しないように修正することを求めます。

記

#### 契約条項第 18 条第 1 項

入会契約終了の理由の如何を問わず、入会契約が終了したとき、当社が契約者から受領した料金の総額（以下「受領済料金」といいます）が、以下に定め

る金額（以下「清算金額」といいます）に満たない場合には、契約者は、個別契約条件「月会費の支払方法」と同様の支払方法により、その差額を当社に支払うものとし、受領済料金が清算金額を超える場合には、当社はその差額を契約者が月会費の自動引落としのために指定した金融機関の口座（第三者名義である場合を含みます）に返金するものとします。

但し、第5条に基づくクーリング・オフの場合を除きます。

- (1) 入会契約終了時が入会契約の成立した日から登録日前日までの間である場合：違約金として3万円
- (2) 入会契約終了日が登録日以降である場合：入会金及び次の①から③の合計
  - ①提供済の活動初期費用として、登録日から入会契約が終了する日までの期間（但し、1ヶ月未満は繰り上げます）に対応する活動初期費用の合計金額。
  - ②提供済の月会費として、登録日から入会契約が終了する日が属する月が満了する日までの期間に対応する月会費の合計金額。但し、支払期日の到来していない月会費がある場合には、当該月会費は含まれないものとし、契約者は個別契約条件「月会費の支払方法」に従って当該月会費を支払うものとします。
  - ③中途解約手数料（但し、第14条第2項（2）及び（3）並びに第15条から第17条に基づく入会契約終了に限ります）として、会員期間満了までの料金総額から入会金並びに上記①の提供済みの活動初期費用及び上記②の提供済みの月会費（支払期日が到来していない月会費を含みます）の合計金額を控除した金額の20%（但し、2万円を上限とします）。

## 第2 申入れの理由

1 本件のような特定継続的役務提供契約が、特定継続的役務の提供開始後に解除されたときの要件は、特定商取引法第49条第2項第1号において、「役務提供事業者は、前項の規定により特定継続的役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける者に對して請求することができない。

- 一 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始後である場合 次の額を合算した額
  - イ 提供された特定継続的役務の対価に相当する額

□ 当該特定継続的役務提供契約の解除によつて通常生ずる損害の額として第四十一条第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額」

と定められております。

- 2 契約条項第18条1項（2）は、登録日以降（役務提供開始後）に中途解約がされた場合、入会時の前払い料金11万6600円（入会金3万3000円+活動初期費用8万3600円）及び支払い済み月会費から、入会金3万3000円、提供済のサービスにかかる活動初期費用及び月会費、中途解約手数料を控除した金額を返金すると規定しています。すなわち、貴社は、会員登録日以降に中途解約がされた場合①入会金3万3000円、②提供済のサービスにかかる活動初期費用及び月会費、③中途解約手数料の合計額を損害賠償額の予定又は違約金として貴社契約者に負担させるものとしています。
- 3 貴社の損害賠償の予約又は違約金の定めは、①、②については、特定商取引法第49条第2項第1号イの「提供された役務の対価に相当する額」を超えないという制限を、③中途解約手数料については、同条項第1号ロ、同法施行令第16条、同別表第4による制限を受けることになります。

提供済みの役務の対価に相当する額には、役務提供の開始時に発生するもの等も含めることができます、それは「合理的な範囲」に限定されます。すなわち、令和2年3月31日付消費者庁次長及び経済産業省大臣官房商務・サービス審議官通達が「役務提供と純粹に比例的に生じる狭義の役務の対価の他に、役務提供の開始時に発生するもの等についても『提供された役務の対価』といえる合理的な範囲でこれに含めることができる（入会金・入会料等の名目の金銭についても、既に提供された役務の対価に相当する合理的な範囲が、これに含まれ得る。）」としていることから、入会金・活動初期費用の名目で区別することなく、その合計額について「合理的な範囲」に限られることになります。

よって、入会金を初期費用とは別に当然控除できるものとする貴社の定めは上記特商法の制限に違反するものと判断されます。

さらに、②活動初期費用については、政令16条に定められた金額（結婚相手紹介サービスについては3万円）が、特定商取引法第49条第2項に基づき、役務提供の類型毎に商慣習や事業者の経営実態、消費者の負担能力等を考慮したうえで、契約締結費用及び履行費用として通常必要とされる合理的な範囲の金額として規定されたものであることから、合理的説明がない場合は上限3万円が相当と思料いたします。よって、入会金（3万3000円）を、無条件に取得できるとすることにも問題があります。

- 4 特定商取引法第49条第2項第1号イによれば、貴社の定める①入会金及び②役務提供済のサービスにかかる活動初期費用及び月会費の合計額が、提供された

役務の対価に相当する額（前記のとおり役務提供の開始時に発生するもの等も含む）の範囲内とされる必要があります。

ところが、ご回答によりますと、貴社は、活動初期費用8万3600円について、3つのサービスの対価であるしながらそれぞれの料金を定めず、役務提供後3カ月の期間に3等分して課金する方式をとり、入会金（3万3000円）及び提供済みに月会費とあわせて契約者に負担させています。

前記のとおり活動初期費用として契約者に負担させることができるべき額は合理的説明がない限り上限3万円であることからすると、活動初期費用としてであれば3万円を超えることについての合理的説明、活動初期費用ではなく「提供済みの役務の対価」に当たるというのであればそのことが明らかにされるのでなければ、これを契約者に負担させることはできないものと言わざるを得ません。

よって、入会金、活動初期名目の額及び月会費を当然に控除できるとする貴社の規定は、上記特商法の制限規定に違反するものと判断されます。

5 特定商取引法第49条7項は「前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。」と定めておりますが、貴社契約条項第18条1項（2）の規定は、上記のとおり、貴社契約者が負担すべき損害賠償額の予定又は違約金の額が、特定商取引法第49条第2項第1号よりも多額になることから、特定継続的役務提供受領者（消費者）に不利なものです。

よって、貴社契約条項第18条1項（2）の規定は特定商取引法第49条2項第1号に反し無効となり、適格消費者団体の差止請求の対象となります。

以上により、上記申入れの趣旨のとおり、申し入れます。

以上